ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて

令和８年７月８日財関第803号

標記のことについて、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和８年政令第224号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

１　「本邦に輸出」及び「本邦に輸出した国又は地域」の意義

令第１条第１項に規定する「本邦に輸出」とは輸入される貨物の積出地（関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第１項第２号に規定する貨物の積出地（船舶又は航空機に積まれた場所）をいう。以下同じ。）の所在する国又は地域から本邦に向けて当該輸入される貨物が送り出されることをいい、令第３条第１項第２号に規定する「本邦に輸出した国又は地域」とは輸入される貨物の積出地の所在する国又は地域をいう。

２　経済産業大臣の発給する証明書の取扱い

令第１条第２項に規定する経済産業大臣の発給する証明書が輸入申告等（関税法（昭和29年法律第61号）第67条に規定する輸入申告、同法第７条の２第２項に規定する特例申告並びに同法第43条の３第１項（同法第61条の４において準用する場合を含む。）及び第62条の10の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。

なお、当該証明書が提出された場合においては、後記３の原産地証明書の確認を要しないので留意する。

⑴　令第１条第２項に規定する経済産業大臣の発給する証明書に押印された経済産業大臣の印を確認する。

⑵　当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は関税法第７条の２第１項に規定する「特例申告書」（以下これらを「輸入（納税）申告書等」という。）との確認は、次に掲げる方法により行う。

①　証明書の「申請書」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との確認

②　証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との確認

⑶　当該証明書に記載された貨物の全量について輸入申告等がなされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C―5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管する

ものとする。

なお、証明書に記載された貨物の一部について輸入申告等がされた場合の取扱いは、次による。

① 証明書及びその写しを輸入申告等の際に提出する。

② 証明書及びその写しの裏面に、当該申告に係る輸入（納税）申告書等の番号、輸入数量、当該証明書に係る残数量及びその他必要な事項を記載する。

③ 証明書及びその写しに審査印（C―5000）を押なつし、証明書については申告者に返付するとともに、その写しについては、輸入（納税）申告書等とともに保管する。

④ 当該証明書に係る輸入数量の全量について輸入通関が終了した場合には、当該証明書を最後の輸入（納税）申告書等とともに保管する。

3 原産地を証明した書類等の取扱い

令第1条第1項第1号に規定するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（以下「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板」という。）の輸入申告等の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

⑴ 原産地を証明した書類の提出

イ 「「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書（課税価格の総額が20万円以下の貨物を除かない。以下同じ。）とする。

輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとし、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達68―3―8及び68―3―9の規定を準用する。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

なお、輸入貨物が輸入申告等の内容により令第1条第1項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に該当すると認められる場合であっても、同項に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）の税率の適用のために必要と認めるときは、輸入者に対し原産地証明書の提出を求めることとする。

ロ 令第3条第3項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2―7の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、輸入者が「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式）2通（原本、通知用）を提出することにより行うこととする。原産地証明書の提出を猶予するときは、提出期限を記載し、うち1通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における提出期限は、原則として猶予の申請の日から2か月以内で適当と認める日とする。

⑵　原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記⑴に規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等のやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合で、関税法基本通達 68―3―6 の⑶に規定する仕入書その他の書類（以下「仕入書等」という。）により原産地が明らかな場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達 68―3―7 のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

4　本邦に輸出した国又は地域を証する書類等の取扱い

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の輸入申告等の際の令第１条第１項に規定する特定国等から本邦に輸出されたものの確認は、令第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる「本邦に輸出した国又は地域を証する書類」により行うこととする。

「本邦に輸出した国又は地域を証する書類」とは、船荷証券（B/L）の写し、海上運送状（Sea Way Bill）、航空貨物運送状（Air Way Bill）その他の輸入される貨物の積出地の所在する国又は地域を確認することができる書類とする。

5　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産を証する書類等の取扱い

令第 3 条第 2 項に規定する「生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類」とは、生産者の生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類（税関により確認されたこれらの書類の写しを含む。）とする。

6　暫定不当廉売関税が課されるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の納税申告の方法

暫定不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67―4―17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

⑴　一般税率による関税（令第 4 条に規定する法別表の税率による関税をいう。以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、暫定不当廉売関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。

⑵　一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法の別表の税率（関税法第 3 条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。

⑶　暫定不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

①「

酒		石		消		地			

」の欄中

「

地	

」の次に

「

暫 AD	

」と記載させる。

なお、「暫 AD」は、暫定不当廉売関税を表すものとする。

② 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載する。

③ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載する。

④ 「内国消費税課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載する。

⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する暫定不当廉売関税の税率を記載する。

⑥ 「内国消費税等税額」欄には、暫定不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。

⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を記載する。また、2 欄目の右欄に「暫 AD 税」と記載し、左欄に暫定不当廉売関税の額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を記載する。

⑷ 納付すべき一般関税及び暫定不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。

① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「暫 AD 税」と記載し、暫定不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。

② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び暫定不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。

⑸ 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告をする場合には、上記⑴から⑷までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

7 免税等

一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、暫定不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。

8 暫定不当廉売関税が課される申告の端数計算

暫定不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。

（例）特定貨物の例

不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。

（例）

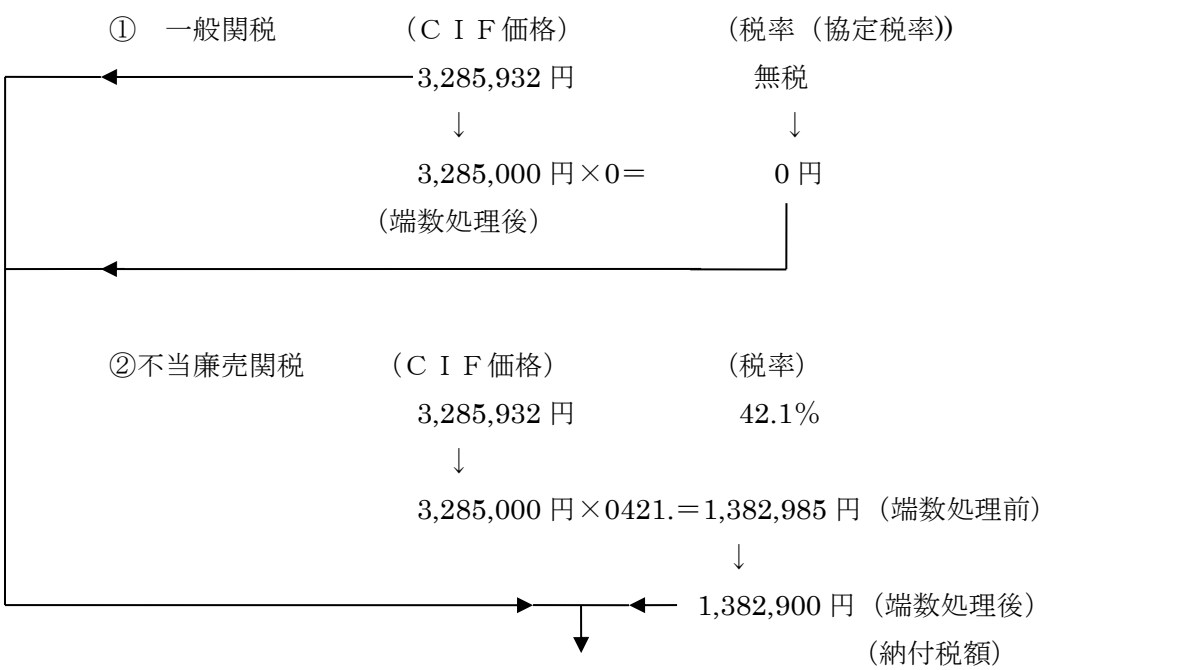

③ 消費税　　（内国消費税等課税標準額）　　（税率）

3,285,932+0+1,382,900＝4,668,832 円　　7.8％

4,668,800 円×0.078＝364,104 円（端数処理前）

（端数処理後）　　↓

364,100 円（端数処理後）

（納付税額）

④ 地方消費税　　（税率）

364,100 円　　22/78

364,100 円×22÷78＝ 102,694 円（端数処理前）

（円位未満切り捨て）

↓

102,600 円（端数処理後）

（納付税額）

6　納付手続等

暫定不当廉売関税の納付手続等については、次による。

⑴ 暫定不当廉売関税の「納付書」（C―1010）は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。

なお、納付書の各片には、その余白部分に「暫 AD」と朱書きし、暫定不当廉売関税の納付であることを明確にする。

⑵　国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と暫定不当廉売関税を別々に行うこととする。

（別紙様式）

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する
暫定的な不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書

令和　年　月　日

税関長　殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第3条第1項第1号に規定する原産地を証明した書類について、同条第3項において準用する関税暫定措置法施行令第28条ただし書の規定により、その提出の猶予を下記のとおり申請します。

記

原　産　地	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品　　名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

（規格Ａ４）